

島根県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した令和元年度会計に係る財務監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会教育長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和3年10月22日

島根県監査委員	白	石	恵	子
同	加	藤	勇	
同	大	國	羊	一
同	三	島	明	

令和元年度会計に係る財務監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	措 置 の 内 容										
<p>(1) 収入関係事務</p> <p>収入の会計年度所属区分を誤っているもの</p> <p>随時の収入に当たる県立学校施設の使用に係る光熱水費等の負担金のうち、2月及び3月分について、令和元年度（平成31年度）に入って納入通知を行ったが、平成30年度の収入として処理をしていた。</p> <p>平成31年2月分電気料経費負担</p> <table border="0"> <tr> <td>金額</td> <td>268,506円</td> </tr> <tr> <td>納入通知日</td> <td>平成31年4月11日</td> </tr> </table> <p>外16件</p> <p style="text-align: right;">(飯南高等学校)</p>	金額	268,506円	納入通知日	平成31年4月11日	<p>会計制度を誤って処理しないよう、担当者及び決裁権者が改めてともに制度を確認する機会を設け、認識・意識の共有を図った。</p> <p>今後の事務遂行に当たっては、常に入念に確認を行いながら処理をすることとしている。</p>						
金額	268,506円										
納入通知日	平成31年4月11日										
<p>(2) 支出関係事務</p> <p>① 支払の時期が遅延し、延滞金等が発生したもの</p> <p>退職手当に係る源泉所得税の納付について、法定納期限後に支払ったため、延滞税及び不納付加算税が発生していた。</p> <table border="0"> <tr> <td>対象元金</td> <td>6,451,503円</td> </tr> <tr> <td>法定納期限</td> <td>令和元年5月10日</td> </tr> <tr> <td>支払日</td> <td>令和2年2月7日</td> </tr> <tr> <td>延滞税</td> <td>125,400円</td> </tr> <tr> <td>不納付加算税</td> <td>322,500円</td> </tr> </table> <p>外1件</p> <p style="text-align: right;">(人事課)</p>	対象元金	6,451,503円	法定納期限	令和元年5月10日	支払日	令和2年2月7日	延滞税	125,400円	不納付加算税	322,500円	<p>源泉所得税納付事務にかかるマニュアルを作成し、年度代わりの引き継ぎ時や毎月の納付事務の際に、担当者が事務の手順を確認することとした。</p> <p>毎月の源泉所得税納付事務を行う際には、「歳計外・基金受払整理簿」により、歳入歳出外現金の残高と納付額（払出額）を突合せ、歳計外に残額がないことを担当とGLが確認することとした。（残高確認表による確認）</p>
対象元金	6,451,503円										
法定納期限	令和元年5月10日										
支払日	令和2年2月7日										
延滞税	125,400円										
不納付加算税	322,500円										
<p>② 支払額を誤っているもの</p> <p>消費税及び地方消費税が課されない土地の賃貸借契約において、平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴う差である3%に相当する額を積算額に算入して契約を締結し、支出していた。</p> <p>島根県防災行政無線大麻中継局設置</p> <table border="0"> <tr> <td>対象期間</td> <td>平成31年4月1日～令和元年9月30日</td> </tr> <tr> <td>契約（支出済）額</td> <td>86,710円</td> </tr> <tr> <td>正当額</td> <td>84,301円</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td>2,409円</td> </tr> </table> <p>外9件</p>	対象期間	平成31年4月1日～令和元年9月30日	契約（支出済）額	86,710円	正当額	84,301円	差額	2,409円	<p>令和元年10月1日から消費税が10%に引き上げられることに伴う、令和元年10月1日以降の期間に係る土地の賃貸借の変更契約締結の際に、消費税の取扱に疑義を持った消防総務課職員が、松江税務署に土地の賃貸借契約に係る消費税の取扱について確認のうえ、既に消費税を含まない適正な額で契約を締結済。</p> <p>以後、同様に適切な額で契約している。</p>		
対象期間	平成31年4月1日～令和元年9月30日										
契約（支出済）額	86,710円										
正当額	84,301円										
差額	2,409円										

(消防総務課)

意見	処理方針・措置状況
<p>1 財務監査の結果に関する意見</p> <p>(1) 会計事務の適正化について</p> <p>今回の監査において指摘、指示事項とした事項の多くは、収入に関しては調定遅延や調定額の誤り、支出に関しては支出負担行為を整理する時期の遅延、支出関連諸帳簿の未整理、契約書作成方法の不備、財産管理における行政財産使用許可台帳の不備などであった。</p> <p>これらは、かねてから監査において再三指摘し、出納局においても繰り返し注意喚起してきた事項について、今回も多くの指摘をするに至ったことは、担当職員への周知や事務引継の徹底とともに、所属における事務の適正な執行を確保する取組みを一層進める必要があることを示している。</p> <p>については、各執行機関においては、今年度から運用を開始した内部統制制度を有効に活用し、会計事務の適正な執行に努められたい。</p>	<p>(各執行機関)</p> <p>令和2年4月より、財務に関する事務を対象とした内部統制制度の運用を開始したところである。</p> <p>また、内部統制の運用にあたっては、過去の発生物例、監査指摘等の有無などを踏まえ、リスクの影響度や発生可能性を分析し、リスク対応策を記載したリスク評価シートを各所属で作成したところである。</p> <p>今後も、リスク評価シートの対応策に沿って、リスクを軽減する取組を行うなど、所属としてのチェック体制の強化を図るとともに、毎年度自己点検を行うことにより、会計事務の適正な執行を図っていく。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察では、出納局発行の会計事務研修用の教養資料により、会計事務の留意事項等の周知徹底を図るとともに、部内の会計課長等研修においては適正な会計経理の徹底策として「業務管理の徹底」、「2重、3重のチェックの徹底」、「執行伺のチェックポイント」について指示している。</p> <p>また、不十分な事務引継や認識不足によるミス、遅延を防ぐため、新任課長等研修会、新人職員育成プログラム等において、スキルアップを図っている。</p> <p>さらに、執行予定額が30万円以上の契約については、執行伺チェック表を作成し、執行機関の担当者以外の職員も容易に、執行方法や添付書類を確認できる仕組みを構築している。</p> <p>なお、警察では、年3回の内部監査を実施しており、警察本部会計課員が各所属（警察署を含む。）に赴き、会計書類の点検と、その結果に基づいた指導を行い、その際に適正経理に関する教養を実施している。</p>
<p>(2) 物品管理の適正化について</p> <p>物品管理の適正化については、これまでも幾度か意見を述べてきたが、依然として使用責任者記録簿の未出力及び使用責任者の押印漏れ等、必要な処理が行われていない所属が多く見受けられた。</p> <p>これらは、物品会計に対する担当者の意識の低さや物品会計事務処理に対する知識の不足に加え、組織に</p>	<p>(各執行機関、出納局)</p> <p>物品管理の適正化について、各執行機関においては、担当者や決裁者に対し会計事務研修の受講を推進し、物品会計事務の適切な知識の定着を図る。</p> <p>また、帳簿の未処理は年度替わりの時期に多く発生すると考えられるため、会計担当者間における確実な引継の徹底、上司による物品に関する諸帳簿の内容や</p>

おけるチェックや支援体制の不備により生じていると考えられる。

ついては、各執行機関においては、今まで以上に必要なチェックや支援の体制を整備するとともに、物品に関する諸帳簿の整備を行い、物品管理事務の適正な執行に努められたい。

また、出納局にあつては、引き続き、会計事務研修や会計検査の機会を利用し、会計事務担当者に対する制度の周知に努められたい。

引継状況の確認を行い、物品管理事務の適正な執行に努める。

出納局においては、物品管理の適正化について、会計事務研修や職員ポータル掲示板により物品会計に対する担当者の意識を高めるとともに、制度周知を徹底するなど物品会計事務の適正化に引き続き努めていく。

なお、使用責任者の備品等の管理責任については、令和3年4月に会計規則等の改正を行い、明確化したところである。

また、会計検査の機会を利用し所属への指導に一層努めていく。

(公安委員会)

物品管理の適正を図るため、出納局発行の会計事務研修用資料を活用し、物品管理についての留意事項等の徹底を図るとともに、会計事務の経験の浅い職員に対し基礎的な資料を活用し、知識と意識の向上を図っている。

また、内部監査の際には、物品に関する帳簿等の点検を行い、物品担当者に対しては結果に基づく指導を行い、物品管理事務の適正化に努めている。

なお、警察では、年1回、全所属において使用責任者による現物点検を実施している。

(3) 現金収入事務の適正化について

今回の監査では、現金の收受、領収証書の発行、現金の管理及び払込みの一連の事務処理において、定期的にチェックする体制が不備と考えられるものや、書き損じの領収証の処理方法が適当でないもの、連番や領収済年月日等の記載誤りなどが多く見受けられた。

現金収入事務は、違法行為、不正、ミス等のリスクを常に伴っており、取扱いを誤ると重大な問題を引き起こす可能性があるため、細心の注意を払って事務を執行する必要がある。

ついては、各執行機関においては、事務処理の徹底を図るとともに、チェック体制を強化し、現金収入事務の適正な執行に努められたい。

また、出納局にあつては、引き続き、出納員その他の会計職員に対する研修や会計検査の機会を利用し、現金収入事務を取扱う所属への指導に努められたい。

(各執行機関、出納局)

現金収入事務について、各執行機関においては、収入分任出納員及び決裁者に対し、会計事務研修等の受講や所属内研修を行うなど、現金収入事務の知識の定着を図ることにより、チェック体制を強化し、現金収入事務の適正な執行に努める。

出納局としては、現金収入事務の適正な執行について、会計事務研修会や出納局だよりにより周知徹底を図るとともに、令和3年度会計検査において重点検査項目として指導していく。

(公安委員会)

警察の内部監査では、令和2、3年度における監査の重点項目の一つに『現金経理の事務』を掲げ、各所属（警察署を含む。）に赴き、現金経理関係書類の点検、保管状況の確認及びその結果に基づいた指導を行っている。

また、機会を捉えて、各所属に対して適正な現金経

<p>2 組織及び運営の合理化に資するための意見</p> <p>(1) 内部統制制度の運用について</p> <p>今年度から「財務に関する事務」を対象に、知事部局、企業局、教育委員会及び警察本部において内部統制制度の運用が始まり、監査委員は、知事が作成した内部統制評価報告書の審査を行い、意見を付することとされている。</p> <p>各所属では、所属長をはじめ、担当職員に制度の必要性や目的について理解が浸透していること、また、リスク評価シートのリスクの情報共有については、今年7月に再点検の機会もあり、多くの所属で関係職員へ情報共有されていることはヒアリングを通じて確認できた。ただし、新型コロナウイルス感染症への対応に追われ、所属全体への周知が必ずしも十分ではないところも一部見受けられた。</p> <p>リスク評価シートを活用したリスク対応策については、多くの所属で、既存のチェックリストやマニュアルにより、対策が講じられているということだったが、今回作成されたリスク評価シートをどのように活用したらよいかわからないという所属がほとんどであった。</p> <p>また、近年、内部管理事務が増える中、内部統制制度が加わることで、業務が増えることを懸念する所属もあった。</p> <p>内部統制制度は、その体制整備に伴い、一時的に職員の業務量は増加するものの、事務の手戻りの減少や、不適正な事務処理発生のリスクが軽減されるなど、安心して業務に従事できる環境が整い、職員にとって働きやすい職場環境の実現に繋がるものである。</p> <p>については、内部統制制度の運用に当たっては、知事のリーダーシップのもと、適正な事務処理が確保されるための真に有効かつ効率的な取組となるよう、改善・充実に取り組まれない。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした業務改善について</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を受け、県では、不要不急の出張や対面会議が中止・延期を余儀なくされた。その対応として、書面会議への変更や、テレビ会議システムの活用やオンラインによるWeb説明会の実施などが進展したほか、必要最小限の出席者への絞り込みやイベントの必要性の再検討が行われるなど、結果として</p>	<p>理事務に係る通知を発出する等、指導を行っている。</p> <p>(各執行機関、人事課)</p> <p>今後は以下の取組みを通じ、実際に運用しながら、チェック体制の強化を図ることで、組織として事務の適切な執行を確保する体制整備を進めていく。</p> <p>(1) 内部統制制度実施マニュアルを作成・配布 (R3.1月)</p> <p>人事課において、リスク評価シートを活用した内部統制の運用(監視、リスク発生時対応、点検・評価など)について、実施マニュアルを整備し、各所属へ周知の上、実効性を確保</p> <p>(2) 自己点検の実施、次年度リスク評価シートの作成 (R3.1月～3月)</p> <p>(3) 確実な事務引継ぎについて依頼</p> <p>また、主管課長向け研修会や会計事務研修をはじめ、様々な機会を捉え、内部統制制度の説明を行い、職員の理解を高めていく。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>警察では、会議、研修等の機会を捉えて内部統制制度の説明を行い、制度の周知を図るとともに、リスク対応策としては、リスク評価シートによるもののほか、既存のチェックリストやマニュアル等により、会計事務に係る留意事項等について周知を図っている。</p> <p>内部統制の運用状況としては、日々の決裁や幹部による業務管理、業務進捗状況のチェック等により、適正な事務処理が行われていることを確認している。</p> <p>また、物品購入等に係る契約、検収、支出等の手続に際し、契約担当者に一任することなく複数の職員が関与し、けん制機能を強化している。</p> <p>(人事課)</p> <p>対面会議やイベントにおけるテレビ会議システムや動画配信の活用は、業務の効率化だけでなく、参加者の利便性の向上にもつながることから、新型コロナウイルス感染症の終息後においても、引き続き、これらの手法などによる効果的な業務改善に取り組んでいく。</p>
---	---

「いきいきと働きやすい職場づくり」を推進する業務改善の契機ともなっている。

については、新型コロナウイルス感染症の終息後においても、特例としてではなく、本来の業務改善の取組として、例えば、テレビ会議の活用をセキュリティ面にも留意しながら推進するなど、引き続き、効果的な業務改善に取り組まれない。